

富里市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂の概要

背景・目的

富里市（以下「本市」という。）では、平成 29 年 4 月に「富里市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を策定し、地球温暖化防止に関する各種の取組を推進することにより、本市の事務事業からの温室効果ガスの排出抑制に努めてきました。

令和 3 年 10 月に我が国の「地球温暖化対策計画」が新たに閣議決定され、温室効果ガス排出量を 2030 年（2013 年比）に 46%削減（業務その他部門は 51%削減）することが目標として掲げられたことから、本計画を改訂し、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に向けて取組を進めていきます。

計画期間等

計画期間

- ❖ 平成 29 年度（2017 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 14 年間

対象範囲

- ❖ 対象事業：本市が実施する全ての事務事業
- ❖ 対象施設：本市が所有する全ての施設

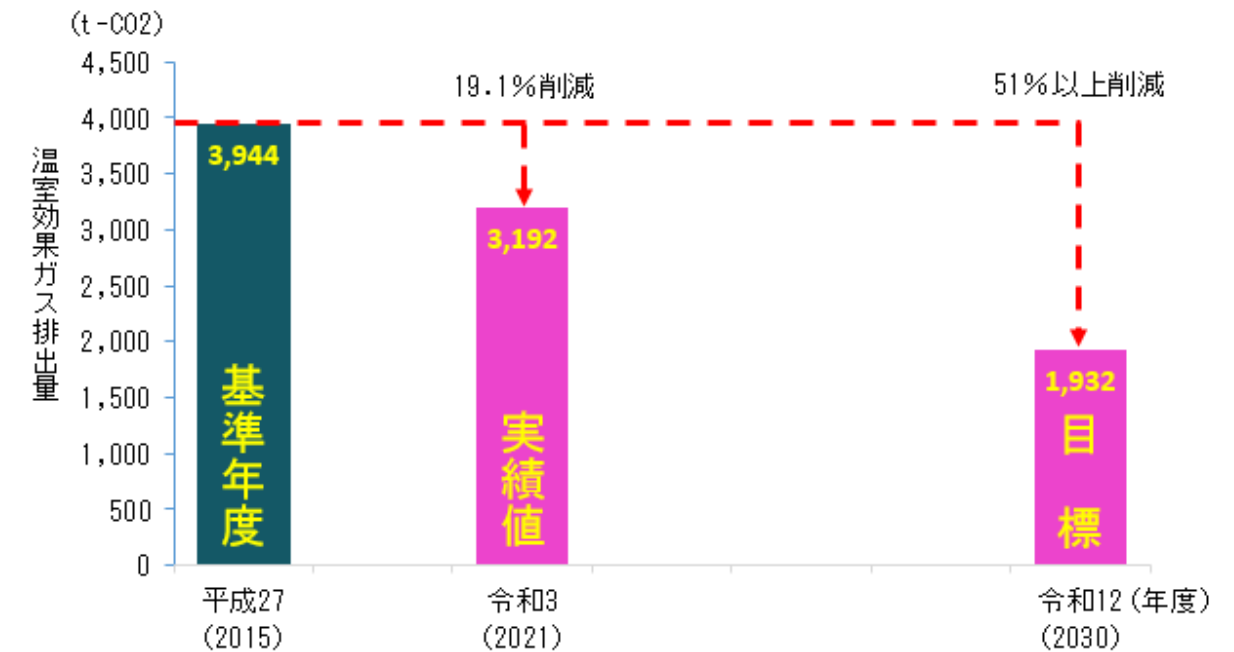
対象ガス

本市の事務事業に伴い排出される以下の 4 種類のガスが対象です。

ガス種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンなどの冷媒に使用され、カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。

温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度《平成 27（2015）年度》に比べ、令和 12（2030）年度までに **51%削減**することを目標とします。



目標達成に向けた取組

職員等の取組	日常業務に関する取組		
	<ul style="list-style-type: none"> ・執務室の空調の温度を夏は高め(28℃)・冬は低め(19℃)にする。 ・照明は外光等を利用し、必要な場所・時間帯のみ点灯し、無駄をなくす。 ・公用車の運転時はアクセル調整等のエコドライブに努める。 など 		
施設や設備管理者等の取組	設備機器の保守・管理に関する取組	設備機器の運用改善に関する取組	設備機器の改修・更新に関する取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具等の清掃 ・エアコンフィルター等の清掃 ・空調の冷媒の漏えい点検、充填 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー等の燃焼設備の空気比の適正化 ・空調設備の起動時刻の適正化 ・給湯温度の適正化 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 ・LED照明など高効率ランプへの更新 など
事務局の取組	実行計画の管理等に関する取組		
	<ul style="list-style-type: none"> ・備機器の導入や運用改善等に関する各種補助・助成金事業等に関する情報を収集し、情報提供を行う。 ・各施設等のエネルギーデータを基に温室効果ガス排出量を算定し、各種報告を行う。など 		